資料６

過労死等防止対策の推進（平成27年度新規予算要求の概要）

「過労死等防止対策推進法」の成立を踏まえ、過労死等に関する調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援など、過労死等防止対策の一層の推進を図る。

平成２７年度要求額　３．７億円

○過労死等に関する調査研究等（法第８条　調査研究等）　１．２億円
・医学面、保健面からの調査研究（研究機関等への補助事業）
　労災事案、個別症例の統計的分析　等
・社会面、制度面からの調査研究（シンクタンクへの委託研究）
　アンケート調査・研究（企業・労働者等を対象とした意識や取組状況等）

○啓発（法第９条　啓発）　０．８億円
・各種媒体を活用した周知・啓発の実施
　ポスター1万枚、リーフレット65万枚、パンフレット13万枚、新聞広告、インターネット広告

○相談体制の整備等（法第１０条　相談体制の整備等）　１．２億円
・メンタルヘルス不調及び過重労働による健康障害等に関する労働者等からの相談に対応する電話相談窓口の開設
・ストレス症状を有する労働者に対する面接指導等を行う医師、保健師等に対する研修の実施

○民間団体の活動に対する支援（過労死等防止啓発月間の実施）　０．５億円
（法第１１条民間団体の活動に対する支援、法第５条過労死等防止啓発月間）
毎年１１月の「過労死等防止啓発月間」に全国11カ所で「過労死等防止対策推進シンポジウム（仮称）」を民間団体と綿密な連携の下に実施し、もって、民間団体の支援を図る。

○その他
・過労死等防止対策推進協議会の設置
・年次報告書の作成

※　上記のほかに、継続事業分と合わせ、全体として7．6億円を要求中。